平成２４年（フ）第６８号
大阪府泉佐野市長滝2357番地の１泉佐野長滝住宅２―416
債務者　田村　　薫
１　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
大阪府泉佐野市長滝2357番地の１泉佐野長滝住宅２―416
債務者　田村由美子
１　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７０号
大阪府和泉市のぞみ野１丁目８番５号、前住所大阪府堺市西区上470番地１
債務者　今村　　昇
１　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７４号
大阪府岸和田市大北町16番６号
債務者　烏野　　実
１　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７９号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東２丁目21番17号シャルマンフジ忠岡Ⅱ―402
債務者　水嶋　智則
１　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第８５号
大阪府和泉市黒鳥町３丁目13番32号
債務者　まついふとん店こと　松井　義春
１　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第８６号
大阪府和泉市黒鳥町３丁目13番32号
債務者　松井久美子
１　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第８７号
大阪府岸和田市下松町704番地の４ハイツサイプレス103号
債務者　住谷　順子
１　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第９５号
大阪府和泉市肥子町２丁目３番５―602号
債務者　濱谷　敏子
１　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第９９号
大阪府和泉市葛の葉町３丁目16番11―403号、前住所大阪府泉大津市千原町２丁目22番６号
債務者　吉山　　徹
１　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１０２号
大阪府泉大津市虫取町１丁目４番17―303号
債務者　渡邊　直子（旧姓大盛）
１　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１００号
兵庫県加西市北条町北条1090番地の２
債務者　増岡　　操
１　決定年月日時　平成24年２月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第１３号
香川県高松市前田西町758番地46
債務者　矢野　禎彦
１　決定年月日時　平成24年２月22日午後２時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第５１号
山口県長門市東深川971番地４　三幸アパート３号室
債務者　西林　良彦
１　決定年月日時　平成24年２月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで　山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第９号
香川県丸亀市土器町東７丁目277番地１　サニーヴィラ201号
債務者　髙橋　昌和
１　決定年月日時　平成24年２月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第３４号
熊本市城南町下宮地790番地１　101号室
債務者　吉岡かおり
１　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第２０号
千葉県船橋市習志野台３丁目５番19棟102号
債務者　深谷　祥子
１　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係